

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

| | |
|-----------------------------|---|
| 対応方針 別表1の番号 | 1006 |
| 構造改革特区において 実施可能な 特例措置 | 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化 |
| 意見提出者名 | 和歌山県 |
| 意見の要点 | 構造改革特区計画の認定申請主体が市町村に限定されており、都道府県が含まれていない理由 |
| 意見に対する 回答 | <p>1 今回の構造改革特別区域計画の策定に際しては、下限面積要件の設定要件を緩和する区域について地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように設定することが必要であり、この区域設定に際して地域の農地利用の状況や担い手による農地利用に対する意向など、より詳細な地域の農地利用や農業経営の実態に即して定められなければならないものとなっております。</p> <p>2 したがって、原則として市町村が主体となって特区計画を作成すべきであると考えられるところですが、特区法第4条第3項では、都道府県が特区の認定申請主体になる場合には、関係市町村の意見を聴かなければならない旨が規定されていることもあり、都道府県が認定の申請主体となる場合でもこのような規定に基づき地域の実情が的確に反映できる仕組みが担保できるものと考えられることから、都道府県による特区計画の認定申請についても、御意見を踏まえ、可能となるよう措置します。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

| | |
|-----------------------------|--|
| 対応方針 別表1の番号 | 1006 |
| 構造改革特区において 実施可能な 特例措置 | 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化 |
| 意見提出者名 | 青森県 |
| 意見の要点 | 構造改革特区計画の認定申請主体に都道府県も加えて欲しい 本特例措置の要件は、に掲げる要件のいずれかに該当しなければならないのか、どちらにも該当しなければならないのか不明 |
| 意見に対する 回答 | <p>について</p> <p>1 今回の構造改革特別区域計画の策定に際しては、下限面積要件の設定要件を緩和する区域について地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように設定することが必要であり、この区域設定に際して地域の農地利用の状況や担い手による農地利用に対する意向など、より詳細な地域の農地利用や農業経営の実態に即して定められなければならないものとなっております。</p> <p>2 したがって、原則として市町村が主体となって特区計画を作成すべきであると考えられるところですが、特区法第4条第3項では、都道府県が特区の認定申請主体になる場合には、関係市町村の意見を聴かなければならない旨が規定されていることもあり、都道府県が認定の申請主体となる場合でもこのような規定に基づき地域の実情が的確に反映できる仕組みが担保できるものと考えられることから、都道府県による特区計画の認定申請についても、御意見を踏まえ、可能となるよう措置します。</p> <p>について 及び の要件のいずれも満たす必要があります。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |